

別表1（第5条関係）

| 設備区分 | | 対象区分 | 設備の種別 | 規格 | 概要 | 省エネルギーに関する基準等 |
|-------|---------|------|------------|---|---|-------------------|
| 省エネ設備 | 空調・換気設備 | 更新 | 業務用エアコン | JIS B 8616 (パッケージエアコンディショナ) | 室内の快適な空気調和を目的とし、空気の循環によって冷房（暖房を兼ねるものを含む。）を行う、主として業務用の建物に用いられるように設計・製作されたエアコンディショナ（冷房専用、冷房・暖房兼用および冷房・電熱装置暖房兼用の総称）であって、電動式の圧縮機、室内・室外熱交換器、送風機などを一つまたは二つのキャビネットに収納したもので、空冷式のものおよび水冷式のものうち、定格冷房標準能力が56kW以下のもの。 | 省エネ基準達成率100%以上* |
| | | | 一般用エアコン | JIS C 9612 (ルームエアコンディショナ) | 室内の快適な空気調和を目的とし、冷房、ならびに空気の循環および除塵を行うルームエアコンディショナ（暖房を兼ねるものを含む。）であり、圧縮式冷凍機・送風機などを一つのキャビネットに内蔵した一体形で定格冷房能力が10kW以下のもの、圧縮式冷凍機・送風機などを二つのキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に一台の室内機を接続した定格冷房能力が10kW以下のもの、または圧縮式冷凍機・送風機などを三つ以上のキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に二台以上の室内機を接続した定格冷房能力が28kW以下のもの。 | 省エネ基準達成率100%以上* |
| | | | 換気装置（熱交換型） | JIS B 8628（全熱交換器） JIS B 8639（全熱交換器-風量、有効換気量、及び熱交換効率の測定 | 居住空間などの快適な空気調和における省エネルギーを目的とした、補助加熱（霜取りを除く。）、冷却、加湿または除湿部を除いた、給気および排気の間で空気中の熱および水分の交換を行う、空気対空気の熱交換器を備えたもの。 | 熱交換率（全熱交換効率）60%以上 |

| | | | | | | |
|------|----|-------------------------------|--|--|--|---|
| | | | 方法) | | | |
| | | | 温風暖房機・ジェットヒーター | JIS A 4003 (温風暖房機) JIS B 8416 (業務用油だき可搬形ヒータ) | (温風暖房機) 主として暖房に用いる灯油、重油、都市ガスまたは液化石油ガスを燃料とする定格暖房能力 18.6kW 以上のもの。 (業務用油だき可搬形ヒータ) 灯油、軽油または重油を燃料とし、燃料消費量が 0.7kg/h 以上 9kg/h 以下の主として業務用に用いる車輪・持運び用の取っ手などがついている移動が容易な構造のヒータであり、据置形でないもの。 | 最大効率 [熱出力または有効発熱量 (kW) / 燃料消費量 (kW 換算)] 85%以上 |
| 照明設備 | 更新 | 業務用 LED 照明器具 (人感センサー付きのものを含む) | JIS C 8106 (施設用 LED 照明器具・施設用蛍光灯器具) JIS C 8105-3 (照明器具-第 3 部：性能要求事項通則) | 施設の全般照明に使用する入力電圧が交流 300V 以下の差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどの接続器を使用しないで、電源の電線を接続する LED 光源を主光源とする照明器具およびライティングダクトに接続するためのプラグをもつライティングダクト用の LED 光源を主光源とした照明器具 (一般用照明器具、移動灯器具、道路および街路照明器具・投光器、電球形 LED ランプを使用した照明器具を除く。) | 省エネ基準達成率 100%以上* | |
| | | 一般用 LED 照明器具 (人感センサー付きのものを含む) | JIS C 8115 (家庭用 LED 照明器具・家庭用蛍光灯器具) JIS C 8105-3 (照明器具-第 3 部：性能要求事項通則) | 主として家庭で用いる入力電圧が交流 100V の電源に差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどによって容易に接続できる LED 光源を主光源とする照明器具 (防水照明器具、移動灯器具、電球形 LED ランプを使用した照明器具を除く。) | 省エネ基準達成率 100%以上* | |
| | | 非常時用照明器具 (非常灯・誘導灯) (LED 光源) | JIL 5501 (非常用照明器具技術基準) JIL 5502 (誘導灯) | (非常灯) 火災などの災害発生による停電の場合に避難経路を照明するための全般照明用の非常時用照明器具 (誘導灯) 常用点灯モードの間および火災な | 更新前と比較して定格消費電力 (W) の改善が見込まれること | |

| | | | | | | |
|-----------|-----------|-----------------|---|--|---|--|
| | | | を使用するもののみ対象) | 器具及び避難誘導システム用装置技術基準) | どの災害発生による停電の際に避難口またはそれへの通路を表示するための非常時用照明器具 ただし、法令（建築基準法・消防法等）に適合するものに限る。 | |
| 冷蔵・冷凍設備 | 更新 | 業務用冷蔵・冷凍庫 | JIS B 8630（業務用の電気冷蔵庫および電気冷凍庫－特性および試験方法） JIS C 9801-3（家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法－第3部：消費電力量及び内容積の算出） | 密閉形圧縮機冷却装置と貯蔵室を構成する箱体とを一体とした定格内容積 2,000L 以下で汎用性のある量産された業務用の電気冷蔵庫および電気冷凍庫（電気以外のエネルギー源で作動する業務用冷却機器を除く。） | 省エネ基準達成率 100%以上* | |
| | | 一般用冷凍・冷蔵庫 | JIS C 9607（電気冷蔵庫および電気冷凍庫） | 圧縮式冷凍機と貯蔵室とで構成する箱体を一体とした定格内容積 800L 以下の家庭用電気冷蔵庫および定格内容積 600L 以下の家庭用電気冷凍庫 | 省エネ基準達成率 100%以上* | |
| | | 冷凍・冷蔵ショーケース | JIS B 8631-2（冷凍・冷蔵ショーケース－第2部：分流、構造、特性及び試験条件） | 食品の販売及び陳列のための冷凍・冷蔵ショーケース | JIS B 8631-2 に規定する冷凍・冷蔵ショーケース以上の性能を有し、かつ、更新前と比較して消費電力の改善が見込まれること。 | |
| エネルギー管理設備 | 新設（増設を含む） | エネルギーマネジメントシステム | | 見える化機能の実現およびエネルギー管理支援サービスに必要な項目の計測、電力・ガスその他エネルギーを含め 1 か月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量の統一単位（原油換算 kL）での閲覧、運用改善に資す | 原油換算省エネルギー量（kL）3%以上削減（新設の建屋に導入する場合は、一般的な標準値と比 | |

| | | | | | | |
|--|------|----|------------------|--|--|--------------------------------------|
| | | | | | るデータの表示・確認、エネルギー管理支援サービスに必要な制御、省エネルギー更新設備や他既存設備に対し自動でエネルギーを削減する制御、EMSによる制御効果を把握するために必要な制御ログ等の取得・保存を行えるもの。 | 較) |
| | | | 凍結防止ヒータ用節電器 | | 給水配管等の凍結防止に用いる発熱部を備えたヒータの消費電力を低減させるため、ヒータと電源の間に接続し、温度制御技術等を用いてヒータ温度を一定に制御するもの。 | 消費電力量 (kWh) 50%以上削減 |
| | 恒温設備 | 更新 | チラー (冷却水循環装置) | JIS B 8613 (ウォータチリングユニット)、空気調和用に供するもの以外の水またはブラインを用いるチリングユニット | 容積形電動圧縮機・蒸発器・凝縮器などによって冷凍サイクルを構成し、水の冷却または加熱を行うウォータチリングユニット、水またはブライン (不凍液) を用いる空気調和用に供するもの以外のチリングユニットを含むもの。 | 定格冷暖房能力 (kW) / 定格消費電力 (kW) 2.0 以上 |
| | | | 一般・業務用ヒートポンプ式給湯器 | JIS C 9220 (家庭用ヒートポンプ給湯機) JRA 4060 (業務用ヒートポンプ給湯機) | (家庭用ヒートポンプ給湯機) 主に家庭における入浴・洗面などに用いる温水の供給設備用に設計・製造した給湯機であって、二酸化炭素 (CO ₂) またはハイドロフルオロカーボン (HFC) を冷媒として用いた電動圧縮式・空気熱源方式のヒートポンプ・貯湯タンク・制御機器・リモコンなどで構成するもの。 (業務用ヒートポンプ給湯機) 業務用建物における洗面・入浴・洗浄など衛生用途に用いる給湯設備のために設計・製造された給湯機であって、二酸化炭素 (CO ₂) またはハイドロフルオロカーボン (HFC) を冷媒として用いた電動圧縮式ヒートポンプ方式のもの。 | 省エネ基準達成率 100%以上* |

| | | | | | |
|--|--|--|---|---|--|
| | | | <p>高性能ボイラ</p> <p>JIS B 8201 (陸用鋼製ボイラー構造)</p> <p>JIS B 8203 (鋳鉄ボイラー構造)</p> <p>JIS B 8222 (陸用ボイラー熱勘定方式)</p> <p>JIS B 8417 (真空式温水発生機)</p> <p>JIS B 8418 (無圧式温水発生機)</p> | <p>(陸用ボイラ)</p> <p>陸用鋼製・鋳鉄製の蒸気ボイラおよび温水ボイラ(陸用ボイラ)ならびに附属設備および附属品(車両用および移動式のもの、電気ボイラおよび油だき温水ボイラ等を除く。)であって、火炎・燃焼ガス・その他の高温ガスによって、蒸気または温水を発生させるもの。</p> <p>(真空式温水発生機・無圧式温水発生機)</p> <p>灯油・A重油・都市ガスまたは液化石油ガスを燃料とし、定格出力が46.5kW以上のもので、主として、給湯、暖房および循環加温などに用いる真空式温水発生機または無圧式温水発生機。</p> | <p>ボイラ効率90%以上</p> |
| | | | <p>潜熱回収型ガス給湯器</p> <p>日本ガス石油機器工業会自主基準ガ石003(潜熱回収型給湯機の定義)</p> <p>JIS S 2075(家庭用ガス・石油温水機器のモード効率測定法)</p> | <p>燃焼ガス中の顕熱を回収する熱交換器及び燃焼ガス中の水蒸気が持つ潜熱を回収するための熱交換器を有するガス給湯器。</p> | <p>急騰暖房器にあつては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふる給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であること。</p> |
| | | | <p>潜熱回収型石油給湯機</p> <p>日本ガス石油機器工業会自主基準ガ石003(潜熱回収型給湯機の定義)</p> <p>JIS S 2075(家庭用ガス・石油温水機器のモード効率測定法)</p> | <p>燃焼ガス中の顕熱を回収する熱交換器及び燃焼ガス中の水蒸気が持つ潜熱を回収するための熱交換器を有する石油給湯器。</p> | <p>油だき温水ボイラにあつては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6%以上であるこ</p> |

| | | | | | | |
|--|--------|----|----------------------|--|--|--|
| | | | 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 | JGKAS A705（電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）の年間給湯効率測定方法） | ヒートポンプ給湯機とガス温水機器を組み合わせたもの。 | と。 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率が102%以上であること。 |
| | 熱電併給設備 | 更新 | 高効率コージェネレーション | JIS B 8123（コージェネレーションシステム用語）で定めるコージェネレーションシステム | 単一または複数のエネルギー資源から、電力（または動力）および有効な熱を同時に発生させ、供給および利用するシステムであり、主要機器としてコージェネレーションユニット（原動機・発電機・排熱回収装置などからなる装置）、系統連系装置、排熱利用装置などからなるもの。 | 総合効率75%以上または発電効率30%以上 |
| | 電気制御設備 | 更新 | 変圧器 | JIS C 4304（配電用6kV油入変圧器） JIS C 4306（配電用6kVモールド変圧器） | （配電用6kV油入変圧器） 一般の受配電の目的に用いる特定機器に対応した、ビル・工場などにおいて、配電電圧6kVから使用機器に合わせて600V以下の低電圧に降圧するために電気の需要家が受配電設備として設置する油入変圧器であり、単相10kVA以上500kVA以下および三相20kVA以上2,000kVA以下、定格周波数は50Hzまたは60Hzのもの。 （配電用6kVモールド変圧器） 一般の受配電の目的に用いる特定機器に対応した、ビル・工場などにおいて、配電電圧6kVから使用機器に合わせて600V以下の低電圧に降圧するために電気の需要家が受配電設備として設置するモールド変圧器であり、屋内用自冷式のもの（単相10kVA以上500kVA以下および三相20kVA以上2,000kVA以下、定格周波数は50Hzまたは60Hz）。 | 省エネ基準達成率100%以上* |

| | | | | | | |
|-------|-----|----|-------------------------|---|---|--|
| | | | 産業用モータ | JIS C 4034 (回転電気機械) で定める電動機から構成されるモータ単体、ポンプ、送風機、圧縮機であり、インバータ制御の機能を有するもの | 車両用回転電気機械を除く各種の電動機であり、インバータ制御の機能を有するモータ単体、ポンプ、送風機および圧縮機。 | 省エネ基準達成率 100%以上* |
| | 窓 | 更新 | 複層ガラス、真空ガラスおよびサッシ | JIS R 3209 (複層ガラス) JIS R 3225 (真空ガラス) JIS A 4706 (サッシ) | 建築物の外壁の窓として使用する木製、樹脂製、アルミ木複合製またはアルミ樹脂複合製のサッシ (天窓は除く。) であり、複層ガラス (ガラスが2枚のみの場合は、Low-E ガラスに限る。) または真空ガラスを有するもの。 建築物の窓として使用する複層ガラス単体 (ガラスが2枚のみの場合は、Low-E ガラスに限る。) または真空ガラス単体を含む。 | 更新前と比較して熱貫流率 (W/m ² ・K) の改善が見込まれること |
| | 断熱材 | 更新 | 断熱材 (外気に接する天井、外壁、床のみ対象) | JIS A 9521 (建築用断熱材) JIS A 9523 (吹込み用繊維質断熱材) JIS A 9526 (建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム) JIS A 1480 (建築用断熱・保温材料及び製品- 熱性能宣言値及び設計値決定の手順) | 建築物において使用する断熱材または断熱施工に用いる吹込み用繊維質断熱材もしくは吹付け硬質ウレタンフォーム。 | 更新前と比較して熱貫流率 (W/m ² ・K) の改善が見込まれること |
| 再エネ設備 | | 新設 | 太陽光発電シ | | (独立形太陽光発電システム) | 太陽光パネルの最大 |

| | | | | | |
|--|-----------------|--------------------------------------|-------------------|---|--|
| | (増設を含む) | システム(自社の既存建物等への設置かつ、売電を目的としないもののみ対象) | | <p>商用電力系統から独立して電力を供給するものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置(太陽電池アレイ、主幹制御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置)。</p> <p>(系統連系形太陽光発電システム)</p> <p>商用電力系統に接続し、電力の送出及び受取を行うものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置(太陽電池アレイ、主幹制御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置)。</p> | <p>出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の出力が1kW以上50kW未満に限る。なお、過積載率(太陽光パネルの最大出力の合計値÷パワーコンディショナの定格出力の合計値×100)は100%以上とすること。(10kW未満の場合を除く。)</p> <p>更新の場合は、従前の設備を上回る</p> |
| | | 木質バイオマスエネルギー利用設備 | | <p>木質バイオマス(木質チップ、木質ペレット、薪等)を燃料とするストーブ、ボイラ及び必要な付帯設備。なお、燃料とする木質バイオマスについては、石川県内で生産されたものの使用に努めること。</p> | |
| | 新設(増設を含む) 更新 | 太陽熱利用システム(自社の既存建物等への設置のみ対象) | JIS A 4111(太陽温水器) | <p>自然循環形太陽熱温水器。</p> | <p>【新設・増設の場合】</p> <p>JIS A 4111に規定する太陽熱温水器の性能と同等以上の性能を有すること。</p> <p>【更新の場合】</p> <p>上記に加え、従前の設備を上回る集熱効率あるいは熱変換効</p> |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | JIS A 4112 (太陽集熱器) JIS A 4113 (太陽蓄熱槽) | 集熱媒体を強制循環する平板形, 真空ガラス管形などの非追尾式の太陽集熱器及び太陽光発電機能付き集熱器 (蓄熱槽を含む)。 | 率を有すること。 【新設・増設の場合】 JIS A 4112 に規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有すること (蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113 の太陽蓄熱槽の性能と同等以上の性能を有すること)。 【更新の場合】 上記に加え、従前の設備を上回る集熱効率あるいは熱変換効率を有すること。 |
|--|--|--|--|--|--|

※ エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和 54 年法律第 49 号) に基づく省エネ基準 (トップランナー基準) がない場合は、エネルギーコスト削減効果 (通年エネルギー消費効率: A P F、固有エネルギー消費効率: 発光効率、年間加熱効率、年間消費電力量の削減効果等) が更新前の設備より高くなっていること。